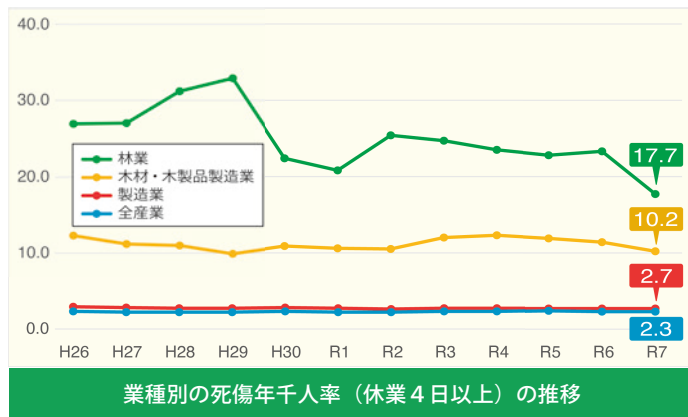


# 林業・木材産業の労働安全の確保に向けて



毎年7月1日から7日は「全国安全週間」です。国内における人手不足が深刻化する中、林業・木材産業も例外ではなく、従事者の確保が大きな課題となっています。

林業・木材産業の労働力を確保するためには、働く人にとって安全で働きやすい魅力ある職場とすることが不可欠です。林野庁では、本年6月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」において、今後10年を目標として林業における災害の発生率を半減することを目指して労働安全対策を強化するため、伐木技術の学び直し研修等の取組を実施するとともに、木材産業においても安全装置の導入や安全診断・評価マニュアルの活用等を図ることにより、安全な労働環境を整備することとしています。こうした取組により、林業・木材産業で働く人を守り、労働災害を減らしていくことを目指しています。



にあるものの、近年は横ばいの状況が続いています。死亡災害については、伐木作業中に発生したものが約7割を占めており、伐木作業における安全対策が、引き続き重要となっています。また、経験の少ない作業員に加えて、高齢・ベテランの作業員による災害も多いほか、小規模経営体での災害が多くなっています。

注：年間の労働者1,000人当たりに発生した死傷者数（休業4日以上の死傷災害）の割合のこと

## 1 林業

### (1) 労働災害の特徴

林業は、急傾斜地などの足場が不安定な作業環境で、チェーンソーなどの刃物を使用し、重量物である木材を扱うことなどから、労働災害発生率が高く、右下グラフのとおり、令和7年の死傷年千人率<sup>※</sup>でみると17・7で全産業平均の約8倍となっています。10年ほど前からは減少傾向

### (2) 安全対策の取組

労働安全の確保には、林業経営者と林業従事者の双方の安全意識の醸成が必要です。林野庁では、「緑の雇用」事業の研修による、新規就業者に対する安全に配慮した技能の習得、ベテラン作業員向けの伐木技術の学び直し研修、林業経営体等が研修に活用できるマニュアルの作成、作業安全講習会の開催等への支援を行っています。マニュアルについては、一般社団法人全国林業改良普及協会のウェブサイトから無料でダウンロードできますので、ぜひ職場内

の研修でもご活用ください。



林業労働災害撲滅研修



また、労働安全コンサルタントの安全診断を受けた林業経営体に対し、労働安全研修をセットで行う場合に、防護ブーツ、ファン付き作業着等の安全衛生装備・装置の導入への支援を行っております。

さらに、対策の強化に向けて、伐木作業を始めとする危険な作業の遠隔操作化や自動化の技術開発・実証の取組も進めています。



安全診断事業リーフレット



安全衛生装備・装置の導入への支援リーフレット

労働安全確保・経営力強化対策のうち  
林業労働安全確保対策事業  
<https://www.f-realize.co.jp/anzen08/>



## 2 木材産業

### (1) 労働災害の特徴

木材産業の現場では、加工機械を用いた作業や、重量物である木材・木製品を日常的に扱っていることから、労働災害のリスクが高い環境にあり、特に、機械への接触や挟まれ・巻き込まれといった災害が多い傾向にあります。このため、林野庁では人のミスが事故につながりにくい設備や安全装置の導入、安全に関する講習会の開催等ハード・ソフトの両面から安全性を高める取組を進めてきました。

こうした取組に加え、現場の作業者による継続的な安全対策により、労働災害は着実に減少しており、令和7年の死傷災害件数は過去最少の914件となり、死傷年千人率も昨年の11・4から10・2に減少しています。

しかしながら、製造業全体と比べると、依然として高い水準にあることから、引き続き安全対策を徹底していく必要があります。

### (2) 安全対策の取組

死傷災害は減少傾向にある一方で、痛ましい事故は依然として発生しています。また、安全確保に向けた取組は短期的には成果が見えにくく、形骸化・マンネリ化しやすい側面もあります。さらに、特に中小規模の工場では、人手不足や業務の多忙化を背景として、安全対策が後回しとなるなど、取組の継続が難しいという課題もあります。

そこで重要となるのが「安全パトロール」の実施です。第三者の視点に立つて現場を点検し、危険箇所や作業手順を見直すことは、事故の未然防止に有効です。林野庁では、専門的な視点による安全パトロールを支援するため、関係団体等と連携して「安全診断・評価マニュアル」を作成し、その普及を進めています。

このマニュアルは、一般社団法人全国木材組合連合会のウェブサイトから無料でダウンロードできますので、ぜひ

ご活用いただき、職場の安全対策の点検・改善にお役立てください。

安全診断・評価マニュアルリーフレット

### 3 作業安全の啓発

安全対策の更なる推進に向けて、「仕事猫」とコラボしたステッカーや研修動画などを林野庁ウェブサイト上で公開しています。ぜひご活用ください。



「仕事猫」とコラボした作業安全ステッカー

木材産業における作業安全のための安全診断・評価マニュアル/作業安全普及啓発資料  
<https://zenmokuken.jp/anzan/>



## 参考

### 1 一人親方等への保護措置の義務化 (令和7年4月1日施行)

これまで事業者が労働者に対して行っていた、危険箇所への立入禁止や退避等の措置について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者など）も対象とすることが義務付けられました。

#### 個人事業者等の安全衛生対策について

(厚生労働省ウェブサイト)



### 2 職場における熱中症対策の強化 (令和7年6月1日施行)

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- 1 熱中症のおそれがある作業者を発見したとき等の報告体制の整備・周知
- 2 作業からの離脱、身体の冷却、医療機関への搬送など、症状を悪化させないために必要な内容や実施手順の作成・周知が義務付けられました。すでに整備されている緊急連絡体制の中に、熱中症対策に関する事項を追加するなどの対応が必要となります。

#### 職場における熱中症対策の強化について

(厚生労働省ウェブサイト)

